

令和 3 年度

自 己 点 檢 評 價 書

令和 3(2021) 年 6 月

上野学園大学短期大学部

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準1. 使命・目的等	5
基準2. 学生	12
基準3. 教育課程	26
基準4. 教員・職員	33
基準5. 経営・管理と財務	38
基準6. 内部質保証	47
IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価	50
基準A. 地域連携	50
V. 特記事項	52
VI. 法令等の遵守状況一覧	52
VII. エビデンス集一覧	52
エビデンス集（データ編）一覧	52
エビデンス集（資料編）一覧	53

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1. 建学の精神・短期大学の基本理念

学校法人上野学園（以下、「本法人」という。）は、中学校・高等学校から大学・短期大学部まで、さらに大学には音楽専攻科、短期大学部には専攻科音楽専攻を擁している。その一貫した教育体制において建学の精神を共有し、一人ひとりの適性を見出し、育み、人間性を高めていくとともに、グローバル社会にあって堅実な自立精神と美しい調和を創り出す良識ある人間の育成を目指している。

本法人は建学の精神を「自覚」と定めている。「自覚」とは、自己を深く見つめ、これを内面から知る体験に基づき、人間としての自己の真の価値に目覚め、自己の責任において行動することである。

本法人は、昭和 21（1946）年に財団法人として発足し、昭和 26（1951）年に学校法人に変更されて、現在に至る。明治 37（1904）年に創立された私立上野女学校を源流としている。「自覚」は、この時代の最も古い「教養の方針」を説いた、校長の石橋藏五郎（1875-1964）の教育方針を示す「生徒の個性を尊重してその天賦の才能を伸長せしめ、よく責任を重んじて勤労を辞せらざる女性たらしめんが為、特に自覚主義の教育を施しておる」（『創立 25 周年記念誌』昭和 4（1929）年、54 頁）という一節にすでに表明されている。

特に女子に必要であると石橋藏五郎が強調した「自覚」教育は「自分らしく生きる」ということであり、共学となった現在も、自分を見つめる時間の大切さと、自分の個性や存在が自分のためだけではなく、社会のため、ほかの人々のためにもあること、そして、それは生きるための原動力となることを伝えている。この精神については短期大学の式典・行事等において学生に周知を図っている。また『学生便覧』等の中で、建学の精神について明文化されている。

2. 短期大学の使命・目的

上野学園大学短期大学部（以下、「本学」という。）の使命及び目的は、学則第 1 条において、次のように定められている。「本学は、学園の建学の精神『自覚』を教育の重要な理念とし、音楽の知識と技能を授けるとともに、芸術文化の創造と発展とに貢献し得る人間を育成することを目的とする。」

各人が真の「自覚」に目覚めるときに内なる創造性・音楽性を発見することができる。その感性・個性をもって、音楽ひいてはグローバル世界と向かい合うことができる。そのため、専門領域である音楽の知識を深め、技術を磨くことは勿論のこと、広い範囲の見識を持ち、教養を深め、品位を高めることを重視する。本学はさらにそのような「自覚」を見出す「場」である、と位置づけられている。

3. 短期大学の個性・特色

1) 歴史・伝統

昭和 27（1952）年 3 月、上野学園短期大学（現上野学園大学短期大学部）の設置が認可され、同年 4 月に音楽科が開設される。東京都下初の音楽系短大であった。昭和 29（1954）

年4月に1年課程の研究科が設置され、これは昭和30(1955)年4月に設置が認可された専攻科音楽専攻（1年課程）に発展する。昭和31(1956)年に家政科が設置され短期大学は2学科となるが、昭和33(1958)年4月、音楽科及び専攻科音楽専攻を改組転換し、上野学園大学音楽学部が開学する。

これに伴い、短期大学は家政科のみになるが、音楽科復活を希望する声が徐々に高まり、昭和41(1966)年4月、音楽科が再設置される。昭和43(1968)年には1年課程の専攻科音楽専攻が設置され、これにより卒業生はさらなる研鑽を草加校地で積むことができるようになった。

本学は、大きな枠の中では目配りが届き難い個々の学生の感性・技術・コミュニケーション能力を見出し、それらを大切に育成する環境を整えるべく、入学定員50名の少人数制による教育体制を敷いている。学生一人ひとりの「音楽への想い」をじっくり聞き、学生が思い描く未来像を実現するために、対話を重視した親身な学生支援を心がけている。

各専門では、「個人レッスン」を中心としたカリキュラムが組まれており、「器楽合奏」や「合唱」等のアンサンブル科目、「和声法」や「ソルフェージュ」等の音楽基礎科目を配置し、西洋音楽の演奏の素地を作る重要な科目を組んでいる。また、より完成度の高い演奏を目指すために「学内演奏会」、「定期演奏会」、「卒業演奏会」等の演奏会を開催し、学生の発表の場としている。これらによって、2年間という凝縮した学びを支えている。

本学はJR上野駅から徒歩約8分の場所に立地する都市型のキャンパスである。徒歩圏内には文化施設の密集する上野恩賜公園があり、学生の文化的・知的教養を涵養する。

耐震や最新鋭の設備を備える15階建ての校舎棟は、平成19(2007)年に竣工し、第1リハーサル室（オーケストラ・スタジオ）や遮音効果の高い練習室、19万冊を擁する図書館等を備え、音楽を学ぶ学生のための環境を整えている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本法人の源流は、I. -1. 「建学の精神・大学の基本理念」(1頁)で述べたように、明治37(1904)年、東京市下谷区上野桜木町2番地に創設された上野女学校にある。石橋藏五郎はこの創立から経営に参画した。

明治43(1910)年に、財団法人上野高等女学校として認可され、大正元(1912)年、浅草区神吉町46番地(現台東区東上野4丁目24番地)に移転する。その後の学制改革により中等教育機関は、上野学園高等学校・同中学校となり、現代に至る。高等学校は昭和24(1949)年に音楽科を、中学校は昭和31(1956)年に音楽指導科(現音楽専門)を設置している(これらは共に全国初)。

本法人の最初の高等教育機関となる上野学園短期大学音楽科が昭和27(1952)年に開設され、昭和33(1958)年に改組転換し、上野学園大学音楽学部となる。短期大学音楽科は昭和34(1959)年に一旦発展的に解消された。昭和41(1966)年に埼玉県草加市原町沖田585番地(現埼玉県草加市原町2丁目3番地)の草加校地に、新たに開設される。新制の「学校法人上野学園」の短期大学(昭和60(1985)年に上野学園大学短期大学部に名称変更)の沿革は大略、次の通りである。

昭和 26 (1951) 年 2 月	財団法人上野学園を学校法人に組織変更 引き続き石橋藏五郎が理事長の職務に就く
昭和 27 (1952) 年 4 月	上野学園短期大学音楽科を開設 石橋益恵、学長に就任
昭和 30 (1955) 年 4 月	専攻科設置
昭和 31 (1956) 年 4 月	家政科を設置 平成18(2006)年廃止
昭和 34 (1959) 年 3 月	音楽科を発展的に解消
昭和 39 (1964) 年 4 月	石橋藏五郎理事長逝去 6月 石橋益恵、理事長に就任
昭和 41 (1966) 年 4 月	音楽科を草加校地に再設置
昭和 43 (1968) 年 4 月	専攻科音楽専攻を再設置
昭和 48 (1973) 年 4 月	上野学園日本音楽資料室を設置
昭和 56 (1981) 年 4 月	石橋益恵、学園長に就任 石橋裕、上野学園大学及び上野学園短期大学学長に就任
昭和 60 (1985) 年 4 月	家政科を草加校地に移転、短期大学を集約し、名称を上野学園大学短期大学部に改称 人文学科を設置 平成8(1996年廃止)
平成 4 (1992) 年 2 月	石橋益恵逝去 3月 石橋裕、理事長に就任
平成 12 (2000) 年 4 月	音楽科に音楽療法士養成教育課程を設置
平成 17 (2005) 年 4 月	音楽科・家政科を上野校地へ移転
平成 19 (2007) 年 4 月	石橋裕、学園長に就任 石橋慶晴、理事長に就任 全学(大学・短大、中学・高校)で、男女共学化 新校舎竣工、創立100周年記念事業を遂行

11月 日本音楽史研究所（日本音楽資料室から平成18（2006）年に改称）を草加校地に移転
 平成21（2009）年 4月 原田禎夫、上野学園大学・同短期大学部学長代行に就任
 平成26（2014）年 9月 石橋慶晴、上野学園大学短期大学部学長に就任
 平成28（2016）年 6月 石橋香苗、学校法人上野学園理事長に就任
 平成29（2017）年 4月 石橋香苗、上野学園大学短期大学部学長に就任

2. 本学の現況

- ・短期大学名 上野学園大学短期大学部
- ・所在地 〒110-8642 東京都台東区東上野4-24-12
- ・学科構成 音楽科
専攻科 音楽専攻
- ・学生数、教員数、職員数（令和3年5月1日現在）
 - 1) 学生数

(人)

学科	専攻	在籍学生 総数	在籍学生数	
			1年次	2年次
音楽科	—	83	38	45
専攻科	音楽専攻	2	2	
総合計		85	85	

- 2) 教員数

(人)

学科	専任教員数				助手	兼任 教員数	兼任(非常 勤)教員数
	教授	准教授	講師	助教			
音楽科	4	1	3	0	0	0	52
専攻科	0	0	0	0	0	1	4
総合計	4	1	3	0	0	1	56

- 3) 職員数

(人)

正職員	嘱託	パート	派遣	合計
6	1	0	0	7

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

《1-1 の視点》

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

「寄附行為」第 1 章第 1 条に明記されている、「本学は、『自覚』を教育の重要な理念とし、優れた文化の継承・創造と発展に寄与し、貢献し得る人間を育成することを使命とし、高度にして精深な学術、音楽芸術を教授、研究することを目的とする。」を本学の教育基礎とし、「自覚」という建学の精神を本学の学びの中で、次世代へと引きつげる人材育成をしていることを具体的かつ明確に表示している。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は、学則に簡潔に明文化している。三つのポリシーは、具体的に記載されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神「自覚」により、自分らしく生きること、自分を見つめる時間を持つこと、を踏まえて、設定されている。

1-1-④ 変化への対応

専攻科を 2 年課程とするための検討に着手した。独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受け、学士取得の道を示し、卒業後の進学先の選択肢を拡充する。本学の使命・目的及び教育目的に沿いつつ、専攻科の三つのポリシーを見直していく。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 28（2016）年度に設置した教学マネジメント組織委員会が中心となり、建学の精神と使命・目的及び教育目的の実質化に向けた検証作業を継続していく。建学の精神は学内に浸透している。三つのポリシーについては、本学の使命・目的に沿って有機性を保持していくとともに、学習成果との関連から、表現方法等に工夫を重ねていく。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 1-1-1】 学校法人上野学園寄附行為

【資料 1-1-2】 上野学園大学短期大学部学則

【資料 1-1-3】 上野学園大学・同短期大学部教学マネジメント組織委員会規程

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

《1-2 の視点》

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

日頃より、教学の方針は学長のリーダーシップにより教職員に示されている。学長は、教学の長として教授会の意見を聞き、その意見を理事会に具申しており、役員と教職員相互のコミュニケーションが図られている。

理事会・評議員会においては、本学の使命や目的についての報告を行っており、役員の十分な理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命や目的は、学則第 1 条に規定し、『学生便覧』に明示している。入学式等の式典や学長講話において、学長は建学の精神に触れ、学内に共有している。入学式後のガイダンスでは、学科長が三つのポリシーについて説明を行っている。教職員には毎年 4 月 20 日に行われている「全教職員の集い」（令和 2（2020）年度はコロナ禍のため開催見合わせ）、さらに、FD/SD 研究会の機会に周知している。

学外に対しては、『学校案内』、ウェブサイト、『入学者選抜要項』により周知している。系列高校での説明や、一般の高校訪問、学校説明会、進学説明会等で教職員が直接説明する機会を設け、周知に努めている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学は、使命・目的及び教育目的を、毎年度の法人事業計画に教育研究活動として反映している。

本法人の 5 か年計画においては、本学の使命・目的及び教育目的を踏まえた「教育の質保証」を実施目標に据え、工程表を作成している。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、建学の精神のもと、使命・目的及び教育目的を実現するための三つのポリシーを定め、教育体制と教育内容の整合を図っている。

ディプロマ・ポリシー「卒業認定・学位授与の方針」

以下の要件を満たし、所定の 62 単位を取得した学生に短期大学士の学位を授与する。

- ・音楽芸術の学びを通して建学の精神「自覚」を会得していること。
- ・音楽の高い芸術性と表現力を理解していること。
- ・コミュニケーション・ツールとしての音楽を実践できること。
- ・社会人としての基礎力ならびに豊かな人間性、品格、教養、公共性を涵養していること。
- ・音楽芸術および文化的教養を身につけた上で、音楽分野に留まらず広く社会に貢献する意思と能力があること。

各専門の学位授与の方針は以下の通りである。

ピアノ専門

磨き上げた技術と豊かな人間性が表れる演奏ができていること。

器楽専門

専門楽器の演奏者として、専門技術を会得し、探求心に溢れた演奏ができていること。

声楽専門

「歌」についての技術と知識の習得に努めた演奏ができていること。

専攻科では、以下の要件を満たし、所定の 30 単位（ピアノ専門・声楽専門）／32 単位（器楽専門）を取得した学生に修了証書を授与する。

- ・学科で培った知識を一層深め、幅広い教養を身につけていること。
- ・学科で磨いた技術を一層深め、楽曲をより深く解釈した演奏ができていること。

カリキュラム・ポリシー「教育課程編成・実施の方針」

学則第 1 条「音楽の知識と技能を授けること」を基盤とし、建学の精神「自覚」を踏まえて、以下の方針でカリキュラムを構築している。

- ・カリキュラムを通して全人格的な知を追求し、教養・基礎科目、外国語科目、保健体育科目を専門教育科目と同等に重視する。
- ・専門実技の個人レッスンを、週 50 分と設定している。
- ・試験、演奏会、オーディション等による演奏実践を学内ホールで行い、互いに切磋琢磨し、コミュニケーションする機会を設定している。
- ・上野学園大学音楽学部との単位互換等により、短期大学部の垣根を越えて音楽的交流を広げる機会が多くある。
- ・1 年間に取得できる単位の上限を 46 単位（個人実技レッスンの単位を含む）と設定している。
- ・キャリア教育として、学修に必要な基本的スキルの習得と、社会人としての基礎力を

作るために必要な知識と考え方を学ぶ「初年次プログラム」(1年次生の必修科目)を設定している。

・教育職員免許状の取得を目指す学生のために、教職課程を設置している。卒業要件に含まない「教職に関する専門教育科目」(36単位)、「日本の伝統的な歌唱法」「和楽器研究法」などの教職課程限定科目を配置している。

・音楽療法士の称号取得を目指す学生のために、音楽療法士養成教育課程を設置している。通常のカリキュラムに含まれる関係科目のほかに実習・演習(5単位)を配置している。

・教職課程と音楽療法士養成教育課程の重複履修は認められないため、いずれかを選択するか、あるいはいずれも選択せず音楽の知識と技能の習得に専念することになる。

各専門の教育課程編成・実施の方針は以下の通りである。

ピアノ専門

個人レッスン週50分、および週15分のアンサンブルを中心に、「ピアノ伴奏法」「ピアノ伴奏法演習」では相手の音を聴き、互いの内なる心に対する感性を養う。

器楽専門

少人数制を活かし、第一線で活躍する教員が、基礎となる音、音階から、さらにその上のレベルに合わせたきめ細かな指導を行う。「器楽合奏」「ウィンドアンサンブル」等の合奏授業を通して、積極性や協調性を育てる。

声楽専門

個人レッスンでは発声の基礎から歌唱法を研究し、「声楽特殊演習」では楽曲の音楽知識の習得を目指す。

専攻科では、より高度な技術の習得のみならず、実践能力と理論を研鑽し、教養を高めて表現の幅を広げることを目指す。「特殊研究」では、自らの専門に応じた奏法を学び、アンサンブルや指導法についても丹念に指導する。

アドミッション・ポリシー「求める学生像と入学者受入れの方針」

上野学園大学短期大学部の教育基本概念は、建学の精神「自覚」にある。これを基盤として、以下のような志のある学生を求めている。

- ・「自覚」の精神をもって、自らの感性と個性を大切にする人。
- ・2年間で、人間力を培い、社会に貢献する人。
- ・専攻科進学、大学3年次編入、留学を目指す人。
- ・中学校音楽科教員、音楽療法士(全国音楽療法士養成協議会)の資格取得を目指す人。
- ・音楽教室の教師を目指す等の音楽教育の裾野を広げる仕事に興味がある人。
- ・生涯学習として音楽を学び、生き甲斐のある生活を送る人。

各専門の求める学生像は以下の通りである。

ピアノ専門

バロック時代から近・現代の作曲家の作品をレパートリーにできる人。

器楽専門

ルネサンス期から近・現代に至る幅広い時代の作品に積極的に取り組むことができる人。

声楽専門

「声」という楽器を用いて、言葉（詩）と音楽の融合から生まれる「歌」を感動とともに伝えることのできる声楽教育を受けたい人。

入学者受入れ方針は以下の通りである。

ピアノ専門

事前に準備した曲を暗譜で演奏し、基礎的テクニック、構成力、表現力、感性、意欲等を総合的に判断する。

器楽専門

入学試験では、音色、演奏技術、表現力、意欲等を総合的に審査する。

声楽専門

イタリア古典歌曲を含む外国語または日本語による基本的な声楽曲を数曲、事前に学習し暗譜して歌い、その時点での歌唱力、資質、意欲等を総合的に審査する。

入試種別ごとの入学者受入れ方針は次の通り設定している。

[一般選抜]

本学における学修に必要な実技能力、音楽の知識を有する人物の受入れを目的とする。専門実技、音楽理論の成績、面接の成績に、調査書の評価を加え、総合的に合否判定及び特待生選考を行う。

[学校推薦型選抜（指定校）]

本学を専願とし、本学が指定した高等学校長（中等教育学校長）の推薦を受けた人物の受入れを目的とする。

専門実技の成績、面接の成績に、推薦書および調査書の評価を加え、総合的に合否判定および特待生選考を行う。

[学校推薦型選抜]

本学を専願とし、高等学校長（中等教育学校長）の推薦を受けた人物の受入れを目的とする。

専門実技の成績および面接の成績に、推薦書および調査書の評価を加え、総合的判定により合格者を決定する（合格後、特待生選考制度あり）。

[学校推薦型選抜（吹奏楽部）]

吹奏楽部に所属し活動している、本学を専願とする人物の受入れを目的とする。

専門実技は自由曲が課され、専門楽器のソロ曲のほか、吹奏楽コンクール等で演奏したパート譜での受験も可能である。この専門実技の成績および面接の成績に、調査書、部活動顧問および学校長による推薦書の評価を加え、総合的判定により合格者を決定する（合格後、特待生選考制度あり）。

[学校推薦型選抜（合唱部）]

合唱部に所属し活動している、本学を専願とする人物の受入れを目的とする。

専門実技の成績および面接の成績に、調査書、部活動顧問および学校長による推薦書の評価を加え、総合的判定により合格者を決定する（合格後、特待生選考制度あり）。

[総合型選抜]

本学を専願とし、音楽の基礎能力を有する人物の受入れを目的とする。

事前にエントリーシートを提出し、予備診断にて面談および専門実技を行う。予備診断により、これまでの音楽学習歴、能力や適性、学習意欲等を確認し、最終面接を通して総合的に判定する（合格後、特待生選考制度あり）。

[総合型選抜（特待生）]

本学を専願とし、優秀な成績を目指す人物の受入れを目的とする。

専門実技、音楽理論の成績、面接の成績に調査書の評価を加え、総合的に合否判定および特待生選考を行う。

[総合型選抜（社会人）]

社会人の立場から新たな学びの場を得たいという意欲のある人物の受入れを目的とする。

事前にエントリーシートを提出し、予備診断にて面談および専門実技を行う。予備診断により、これまでの音楽学習歴、能力や適性、学習意欲等を確認し、作文と最終面接を通して総合的に判定する（合格後、特待生選考制度あり）。

[総合型選抜（留学生）]

本学において学修する意欲があり、音楽の基礎能力を有する外国人留学生の受入れを目的とする。

事前にエントリーシート、在留資格証明や日本語習得状況を記した留学生志願書類を提出し、予備診断にて面談および専門実技を行う。予備診断により、これまでの音楽学習歴、能力や適性、学習意欲等を確認し、最終面接を通して総合的に判定する（合格後、特待生選考制度あり）。長期履修学生制度を希望することはできない。

[入学資格認定（学内）]

上野学園高等学校音楽科に在籍し、本学への入学を希望する人物の受入れを目的とする。

専門実技および面接の総合的評価により認定および特待生選考を行う。

専攻科では、学士取得を目指し、学科で習得した演奏技術を向上させたいという強い意志がある教養豊かな人を求めている。実践能力と音楽全般の知識を備えていることが求められる。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的は、教育研究組織の構成との整合性が図られている。



(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神「自覚」を基本理念として定めており、その本質は不变であるが、本学の教学組織や教育内容については、社会情勢や学生の動向等を鑑み、適宜検討と改善を図っていく。IR 委員会を中心に多角的に情報収集をし、法令との適合を図りながら個性・特色の明示内容に工夫を施していく。また、教学マネジメント組織委員会では、即時に時事に応じた対応を行い得る仕組み・体制作りを続行していく。

<エビデンス集 (資料編) >

- 【1-2-1】 上野学園大学短期大学部学則
- 【1-2-2】 学生のためのハンドブック（学生便覧）令和 2 年度
- 【1-2-3】 上野学園大学短期大学部 2021 大学案内
- 【1-2-4】 上野学園大学短期大学部 入学者選抜要項 2021
- 【1-2-5】 上野学園大学・同短期大学部 IR 委員会規程
- 【1-2-6】 上野学園大学短期大学部学科長・主任会議規程

【基準 1 の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、学則第 1 条、第 2 条、第 39 条、及び学則別表 1において、掲げられている。学則別表 1 では、各専門及び専攻科に分けて教育課程の目標を明瞭に示している。これらは全て、教育基本法・学校教育法等の法令に適合している。本学の目的を反映した三つのポリシーは、短期大学設置基準を遵守している。

本学は、学則第 1 条に沿った上で、教育の質向上を目指し、教育運営組織を整備している。その基幹組織である学科長・主任会議の上部に教学マネジメント組織委員会を据え、中長期的視野を以て方向性を示せるようにした。教育運営組織の構成に、本学の使命・目的を果たすための整合性が保たれている。

使命・目的及び教育目的の有効性については、各会議体で合意されており、役員・教職員の理解と支持を得ている。『学生便覧』、『学校案内』、ウェブサイト等を通じて、学内外の周知ができている。

本学の個性や特色は、建学の精神に基づく教育理念にほかならず、使命・目的及び教育目的に一貫している。建学の精神に沿った教育研究活動を着実に推進している。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

«2-1 の視点»

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

上野学園大学短期大学部（以下、本学という。）は、建学の精神及び使命・目的に基づき、音楽科及び専攻科の求める学生像と入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）（以下、「アドミッション・ポリシー」という。）を、明確に定めている。平成 28（2016）年度に「教学マネジメント組織委員会」がアドミッション・ポリシーを大幅に見直し、平成 29（2017）年 2 月に改定を、令和元（2019）年 5 月に修正を行った。

策定にあたっては、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）（以下、それぞれ「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」という。）に基づき、受け入れる学生に求める学習成果を示し、入学前にどのような能力をどのようにして身に付けてきた学生を本学が求めているのかを明確にしている。さらに、入試区分別のアドミッション・ポリシーも付け加え、志願者を適切に判定し得るようにしている。

アドミッション・ポリシーは、『学校案内』、『入学者選抜要項』、ウェブサイトにおいて掲載している。本学では、オープンキャンパス、夏期・冬期音楽受験講習会、高校訪問や、併設高校音楽科での説明会、また学外の進学説明会等さまざまな機会を利用して、アドミッション・ポリシーを周知している。

アドミッション・ポリシー「求める学生像と入学者受入れの方針」

上野学園大学短期大学部の教育基本概念は、建学の精神「自覚」にある。これを基盤として、以下のようないくつかの志のある学生を求めている。

- ・「自覚」の精神をもって、自らの感性と個性を大切にする人。
- ・2 年間で、人間力を培い、社会に貢献する人。
- ・専攻科進学、大学 3 年次編入、留学を目指す人。
- ・中学校音楽科教員、音楽療法士（全国音楽療法士養成協議会）の資格取得を目指す人。
- ・音楽教室の教師を目指す等の音楽教育の裾野を広げる仕事に興味がある人。
- ・生涯学習として音楽を学び、生き甲斐のある生活を送る人。

各専門の求める学生像は以下の通りである。

ピアノ専門

バロック時代から近・現代の作曲家の作品をレパートリーにできる人。

器楽専門

ルネサンス期から近・現代に至る幅広い時代の作品に積極的に取り組むことができる人。

声楽専門

「声」という楽器を用いて、言葉（詩）と音楽の融合から生まれる「歌」を感動とともに伝えることのできる声楽教育を受けたい人。

入学者受入れ方針は以下の通りである。

ピアノ専門

事前に準備した曲を暗譜で演奏し、基礎的テクニック、構成力、表現力、感性、意欲等を総合的に判断する。

器楽専門

入学試験では、音色、演奏技術、表現力、意欲等を総合的に審査する。

声楽専門

イタリア古典歌曲を含む外国語または日本語による基本的な声楽曲を数曲、事前に学習し暗譜して歌い、その時点での歌唱力、資質、意欲等を総合的に審査する。

入試種別ごとの入学者受入れ方針は次の通り設定している。

[一般選抜]

本学における学修に必要な実技能力、音楽の知識を有する人物の受入れを目的とする。専門実技、音楽理論の成績、面接の成績に、調査書の評価を加え、総合的に合否判定及び特待生選考を行う。

[学校推薦型選抜（指定校）]

本学を専願とし、本学が指定した高等学校長（中等教育学校長）の推薦を受けた人物の受入れを目的とする。

専門実技の成績、面接の成績に、推薦書および調査書の評価を加え、総合的に合否判定および特待生選考を行う。

[学校推薦型選抜]

本学を専願とし、高等学校長（中等教育学校長）の推薦を受けた人物の受入れを目的とする。

専門実技の成績および面接の成績に、推薦書および調査書の評価を加え、総合的判定により合格者を決定する（合格後、特待生選考制度あり）。

[学校推薦型選抜（吹奏楽部）]

吹奏楽部に所属し活動している、本学を専願とする人物の受入れを目的とする。

専門実技は自由曲が課され、専門楽器のソロ曲のほか、吹奏楽コンクール等で演奏したパート譜での受験も可能である。この専門実技の成績および面接の成績に、調査書、部活動顧問および学校長による推薦書の評価を加え、総合的判定により合格者を決定する（合格後、特待生選考制度あり）。

[学校推薦型選抜（合唱部）]

合唱部に所属し活動している、本学を専願とする人物の受入れを目的とする。

専門実技の成績および面接の成績に、調査書、部活動顧問および学校長による推薦書の評価を加え、総合的判定により合格者を決定する（合格後、特待生選考制度あり）。

[総合型選抜]

本学を専願とし、音楽の基礎能力を有する人物の受入れを目的とする。

事前にエントリーシートを提出し、予備診断にて面談および専門実技を行う。予備診断により、これまでの音楽学習歴、能力や適性、学習意欲等を確認し、最終面接を通して総合的に判定する（合格後、特待生選考制度あり）。

[総合型選抜（特待生）]

本学を専願とし、優秀な成績を目指す人物の受入れを目的とする。

専門実技、音楽理論の成績、面接の成績に調査書の評価を加え、総合的に合否判定および特待生選考を行う。

[総合型選抜（社会人）]

社会人の立場から新たな学びの場を得たいという意欲のある人物の受入れを目的とする。

事前にエントリーシートを提出し、予備診断にて面談および専門実技を行う。予備診断により、これまでの音楽学習歴、能力や適性、学習意欲等を確認し、作文と最終面接を通して総合的に判定する（合格後、特待生選考制度あり）。

[総合型選抜（留学生）]

本学において学修する意欲があり、音楽の基礎能力を有する外国人留学生の受入れを目的とする。

事前にエントリーシート、在留資格証明や日本語習得状況を記した留学生志願書類を提出し、予備診断にて面談および専門実技を行う。予備診断により、これまでの音楽学習歴、能力や適性、学習意欲等を確認し、最終面接を通して総合的に判定する（合格後、特待生選考制度あり）。長期履修学生制度を希望することはできない。

[入学資格認定（学内）]

上野学園高等学校音楽科に在籍し、本学への入学を希望する人物の受入れを目的とする。

専門実技および面接の総合的評価により認定および特待生選考を行う。

専攻科では、学士取得を目指し、学科で習得した演奏技術を向上させたいという強い意志がある教養豊かな人を求めている。実践能力と音楽全般の知識を備えていることが求められる。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者選抜については、アドミッション・ポリシーに沿い、公正かつ妥当な方法により実施している。入学試験の運営・施行は、入学試験委員会が中心となって策定し、入試センターに指示を出している。入学試験委員会は、「入学者選考に関する規程」に基づき、入学試験の基本方針の立案及び調整、入学試験の出題・採点・面接委員の選考、『入学者選抜要項』の作成、入学試験の実施、入学試験の合否判定及びこれに伴う特待生の選考方法等を審議している。

専攻科についても、同様に受け入れを適切に行っている。

入学者選抜試験においては、学長、学科長・各主任の面接試験を実施し、本学志望の理由、志願者の学習意欲、これまでの学習歴、高等学校等における生活等について尋ね、適正に審査している。

入学志願者の募集活動は、高校訪問、オープンキャンパス、入試説明会、体験レッスン、学校見学、音楽受験講習会、上野学園音楽教室等の様々な場で行っている。受験対策、本学教員によるレッスン、授業やキャンパスライフの体験等を通して、本学を知る機会を十分に提供している。また、本学主催の各種演奏会についても周知し、本学の学修成果を身近に触れる機会を広く伝えている。

入学試験問題の出題起案及び採点、並びに問題用紙の印刷・保管・取り扱い要領は、「入学試験実施に關わる規程」に基づき、公正な方法により行っている。

入学試験の実施にあたっては、監督者及び各会場の担当者にマニュアルを予め配付し、各試験の直前に打合せを行うなど慎重を期している。採点時の点数入力は、教職員によって複数回の読み合わせを行い、予め定めた役割分担に沿って各作業を丁寧に行ってい

る。

合否判定は、教授会で厳正に行われている。合否発表については、受験者本人に書面をもって通知している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学は、入学定員及び収容定員に見合った適切な教育環境の確保を念頭に、受験生の獲得に精力的に取り組んできた。平成 28（2016）年度から令和 2（2021）年度における入学定員充足率は以下の通りである。

音楽科入学定員充足率・過去 5 年の状況

年度 区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
入学定員（人）	50	50	50	50	50
入学者数（人）	27	43	30	42	40
充足率（%）	54	86	60	84	80

学生の受入れ数を確保するため、入試広報担当を中心に、年間を通じて対策を講じている。管打楽器の受験生獲得に向け、本学や地方で管打楽器クリニックの開催、学外への教員派遣等を行っている。

また、広報活動の一環として、アンサンブルコンテストの会場を提供し、学生募集を働きかけている。

（3）2-1 の改善・向上方策（将来計画）

アドミッション・ポリシーを、『学校案内』、『入学者選抜要項』、ウェブサイト等に明示しているが、今後も周知に注力していく。

入学試験の内容や実施方法については、改善に取り組んできたが、受験生にとってわ

かりやすく受験しやすい方法を取り入れるため、「入学試験委員会」でさらにこれらを検討していく。

定員の充足については、少なくとも8割を維持するようにさらに工夫を重ねて、入学希望者を増やす努力を継続する。

<エビデンス集 (資料編) >

【2-1-1】 学生のためのハンドブック (学生便覧) 令和2年度

【2-1-2】 上野学園大学短期大学部 2021 大学案内

【2-1-3】 上野学園大学短期大学部 入学者選抜要項 2021

2-2 学修支援

«2-2 の視点»

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の会議体には、全て職員が同席しており、教員と職員の協働体制が構築できている。職員が委員として参加する場合と、議事進行の補佐または説明を行う場合がある。

また、新学年度ガイダンスでは、履修指導と学生指導を教職協働で実施している。

2-2-②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

学修支援の充実のための本学の対応は以下の通りである。

- ・ TA (Teaching Assistant)

本学に TA はないが、「ウインドアンサンブル」では、大学3~4年次生と一緒に演奏を行っており、学生は彼らから技術的な助言等を受けている。

- ・ 障がいのある学生への配慮

入学時に合理的配慮の希望がある学生については、障害のある学生のための修学支援委員会が、当該学生と面談を行い、必要な支援の内容を確認している。支援が必要と認定された学生について、学科長が授業科目担当教員に「授業配慮願」により、当該学生が求める支援内容を説明している。特に教材関係については事前配付を心がけ、授業が円滑に受けられるように支援をしている。事務部が、授業及び試験の対応、休講・補講等の情報提供、練習室予約等について、個別に対応している。

- ・ オフィスアワー

学生が学修上の相談ができるよう、専任、非常勤を問わず、オフィスアワーを設定している。オフィスアワーの曜日・時間帯は年度初めに周知している。

- ・ 退学者及び休学者の対応

学業不振や生活上の悩み等により退学または休学に至る学生に対しては、学生委員会が状況を把握し、専任教員である学生委員が当該学生と面談を行っている。授業欠席が兆候となることが多いため、専門実技個人レッスンの担当教員は、毎週、学生の様子を確認し、3回連続して欠席した場合には、事務部へ連絡し、事務部は学生委員に知らせるという連携ができている。講義科目においても同様に定期的に出席状況調査を行い、学生委員へ報告する体制ができている。

退学者数の推移・過去5年の状況

学科等	年度 理由	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
音楽科	学業不振	0	0	0	0	0
	学校生活不適応	0	0	0	1	0
	就職	0	0	0	0	0
	転学	0	0	0	1	0
	海外留学	0	0	0	0	0
	病気・けが・死亡	0	1	1	2	0
	経済的理由	0	0	0	1	1
	その他	0	1	0	1	0
	合計	0	2	1	6	1
専攻科	学業不振	-	-	-	-	0
	学校生活不適応	-	-	-	-	0
	就職	-	-	-	-	0
	転学	-	-	-	-	0
	海外留学	-	-	-	-	0
	病気・けが・死亡	-	-	-	-	0
	経済的理由	-	-	-	-	0
	その他	-	-	-	-	0
	合計	-	-	-	-	0

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学生の学習成果を定めることが、学修支援の課題である。

また、教職員が協働して、学生への声掛けを行っていく体制が整っているが、更なる充実を図っていく。

<エビデンス集（資料編）>

【2-2-1】 学生のためのハンドブック（学生便覧）令和2年度

2-3 キャリア支援

《2-3の視点》

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

学内組織の連携により、教育課程内外におけるキャリア支援体制を整備している。

・教育課程内

1 年次必修授業科目「初年次プログラム」ではキャリアをテーマにした内容を盛り込んでいる。

教職課程並びに音楽療法士養成教育課程において、キャリア指導を行っている。実習の前後の指導において、職業意識を持たせている。

・教育課程外

キャリア支援センターによる学生全員との個別面談を行っている。常時、面接の練習、履歴書の書き方等に関する指導や進路に関する相談業務を行っている。その内容については、キャリア支援センター委員会で教職員間の共有を図っている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

キャリア支援センターを中心にキャリア支援体制を構築している。進路未定のまま卒業していく学生を無くすことをキャリア指導に反映していく。

<エビデンス集（資料編）>

【2-3-1】 講義要旨 上野学園大学短期大学部 令和2年度

【2-3-2】 学生のためのハンドブック（学生便覧）令和2年度

2-4 学生サービス

《2-4の視点》

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生委員会が中心となって、学生支援に関して取り組んでいる。実技担当教員が把握する学生の動向は、学生委員に報告される体制ができている。

学生の要望や意見は、IR 委員会が行っている学生生活実態調査で聴取している。

・学生の厚生補導

学生委員会では、定期開催される委員会において、学生生活の諸問題を共有し、対応策を検討・実施している。学生間あるいは家庭内の問題を抱えた学生、学業不振者、懲戒対象者の確認、面談対応を行っている。

・経済的な支援

日本学生支援機構奨学金、地方自治体・民間団体等の各種奨学金について、まず、日本学生支援機構奨学金等の貸与型奨学金は、卒業後、長期にわたり返還義務が生じるため、申し込みに当たり、その趣旨を丁寧に説明している。また、経済的事情だけでなく、一定の成績や健康も貸与の条件となるため、貸与決定後も定期的に修学状況の確認を行っている。貸与に相応しくない状況が確認された場合は、学生委員の面談により改善を促す。複数回の面談を経て改善がない場合には、奨学金の停止・廃止等の措置を行う。

本学独自の経済的支援には、「特待生制度」と「遠隔地出身学生支援奨学金」がある。これらは、学業不振、素行不良、休学・退学等がない限り、減免または給付型であるため、学生にとって大きな経済的支援となっている。

特待生制度概要・過去3年の状況

採用人数（原則）	特待生S原則1名以内（1年次）、特待生A原則2名以内（1年次）、特待生B原則3名以内（1年次）、特待生C評価の範囲内	
減免額（年額）	特待生S1年次の授業料年額、特待生A1年次の授業料年額の半額、特待生B1年次の授業料から30万円、特待生C入学金	
給付期間	当該年度一年間	
決定時期	入学資格認定（学内）、AO入学試験【特待生型】、指定校推薦入学試験、選抜入学試験（日程A）	
給付人数（人）	平成30年度	特待生S0、特待生A1、特待生B2、特待生C6
	令和元年度	特待生S1、特待生A0、特待生B1、特待生C11
	令和2年度	特待生S0、特待生A0、特待生B1、特待生C5

遠隔地出身学生支援奨学金・過去3年の状況

採用人数	若干名	
減免額（年額）	遠隔地出身学生支援奨学金委員会にて決定	
減免期間	当該年度一年間	
応募条件	遠隔地出身の自宅外通学生で、経済的な理由により学業の継続が困難であること	
募集時期	毎年度6月～7月の所定期間	
給付人数（人）	平成30年度	2
	令和元年度	3
	令和2年度	5

・学生の課外活動への支援

本学の学生は学友会を組織しており、「学友会会則」に基づき、選挙によって選出される委員長と副委員長2名、委員長が任命する会計委員2名と監査委員2名、及びクラス委員複数名から成る本部により運営されている。学友会は学園祭（櫻樹祭）実行委員会や謝恩会の活動母体となる。新入生歓迎行事の運営、年2回の学友会総会の開催、学友会本部が企画する行事等に関する予算案策定及び収支決算に加え、学友会公認のクラブ団体を統括する。学友会の諸活動においては、学生委員が学生の意思を尊重しながら助言・指導にあたり、学友会会长となる学長が許可を出したり、報告を受けたりして、学生の活動に目を通している。

事務部では、経理担当と連携して学友会費の管理に係る助言、学友会総会議事進行に

係る助言、広報活動の便宜、集会に係る施設・備品の貸与、学外からの問合せ対応等により学友会の活動を支援している。

本学は各種音楽コンクールに出場する学生を支援している。具体的な支援策として、事前に本学が認めたコンクールへの出場は「公欠」とする、録音・録画機器・場所を貸与する等がある。学生は「コンクール出場届」に実技担当教員の許可印を受け、事務部に届け出る。

任意の集団が、独自に演奏会や演奏活動を行うことがある。その際に、所定の届出により、チラシの設置・ポスターの掲出のほか、後援名義貸し等の支援を行っている。

・健康相談、心的支援

本学では、学生の心身健康維持のため、医務室及び学生相談室を設置している。

毎年新学期始めに、学生の健康診断を実施し、測定・内科検診・レントゲン受診・健康調査を行っている。医務室では健康診断の結果に基づいた学生への健康指導及び健康相談を行っている。学生が抱える問題や悩みは、実技担当教員が吸い上げ、内容により事務部と学生委員が対応している。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、学生生活の安定のための支援策の総体的な整備に努める。

<エビデンス集（資料編）>

- 【2-4-1】 学生のためのハンドブック（学生便覧）令和2年度
- 【2-4-2】 令和2年度上野学園大学短期大学部学生生活実態調査報告書
- 【2-4-3】 特待生制度に関する規程
- 【2-4-4】 遠隔地出身学生支援奨学金規程

2-5 学修環境の整備

《2-5の視点》

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・整備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理
- 2-5-⑤ 向上方策（将来計画）

(1) 2-5 の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、系列大学と校地・校舎を共有している。キャンパスの数は1つである。運動施設は茨城県つくば市にグラウンドを借用している。

短期大学設置基準上で必要とされる校地・校舎面積を満たしている。

短期大学設置基準と校地・校舎面積との比較 令和2(2020)年5月1日現在

	校地面積	設置基準上 必要校地面積	校舎面積	設置基準上 必要校舎面積
上野学園大学	5,417.39 m ²	2,100 m ²	9,291.23 m ²	3,438 m ²
上野学園大学短期大学部	共用	1,000 m ²	共用	1,700 m ²
合計	5,417.39 m ²	3,100 m ²	9,291.23 m ²	5,138 m ²
大学の校地	収容定員 430人×10 m ² =4,300 m ² (大学設置基準第37条)			
大学の校舎	3,438 m ² (大学設置基準 第37条の2別表 第3イ 音楽関係)			
短大の校地	収容定員 100人×10 m ² =1,000 m ² (短期大学設置基準第30条)			
短大の校舎	1,700 m ² (短期大学設置基準 第31条 別表第2イ 音楽関係)			

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学は、カリキュラム・ポリシーに基づき、大人数を収容する講義室、少人数のゼミ室、合奏・合唱のためのスタジオ（リハーサル室）等の施設、及び授業を行うための機器・備品を整備している。

講義室・リハーサル室等標準収容人数及び備品一覧 令和2(2020)年度

教室	区分	標準 収容 人数	AV 機器	ピアノ	備考
1007	レッスン室 兼 講義室	13	CD	グランドピアノ1 クラビノーバ3 エレクトーン2	
1012	スタジオ	100	BD/ CD/ monitor	グランドピアノ2	第1リハーサル室
1207	スタジオ	60	BD/ CD/ monitor	グランドピアノ2	第2リハーサル室
1209	講義室	20	DVD/ CD/ monitor	アップライトピアノ1	
1305	講義室	50	BD/ CD/ monitor	グランドピアノ2	
1306	講義室	35	DVD/ CD/ monitor	グランドピアノ1	
1308	講義室	30	BD/ CD/ monitor	アップライトピアノ1	
1309	講義室	30	BD/ CD/ monitor	アップライトピアノ1	
1401	情報処理室	25	DVD/ CD/ monitor / プロジェクタ ー/(VHS)	アップライトピアノ1	PC専用机 (キーボード付)
1402	講義室	85	DVD/ CD/ monitor / 書画カメラ	グランドピアノ1	
1404	講義室	65	DVD/ CD/ monitor / プロジェクタ ー	グランドピアノ1	
1412	講義室	12	なし	グランドピアノ1 クラビノーバ4	
1505	ゼミ室	4	DVD / CD / monitor / (VHS)	なし	
1506	ゼミ室	10	BD/ CD/ monitor	なし	
1507	講義室	90	BD/ CD/ monitor /	グランドピアノ1	

		書画カメラ	アップライトピアノ 1	
--	--	-------	-------------	--

全室に CD、DVD または BD（ブルーレイディスク）、モニター等の AV 機器を設置している。また、可動式プロジェクターや PC を用意している。また教員所有の PC、オーディオプレーヤーを使用できるよう、ケーブルや変換アダプタを各種揃え、多様な視聴覚教材を活用した授業を実施できるようにしている。また、全ての講義室及びリハーサル室に、グランドピアノ（一部はアップライトピアノ）を設置している。

本学においては、核となる授業形態は個人実技レッスンである。レッスン室には、それぞれの授業形態に合った楽器を設置している。

レッスン室の常設楽器一覧 令和 2 (2020) 年度

部屋番号	部屋タイプ	楽器	部屋番号	部屋タイプ	楽器
1001	レッスン室	グランドピアノ 1	1002	レッスン室	グランドピアノ 1
1003	レッスン室	グランドピアノ 1	1004	レッスン室	グランドピアノ 1
1005	レッスン室	グランドピアノ 1	1006	レッスン室	グランドピアノ 1
1008	レッスン室	アップライトピアノ 1/ハープ	1009	レッスン室	グランドピアノ 1
1010	レッスン室	グランドピアノ 1	1011	レッスン室	グランドピアノ 1
1015	レッスン室	グランドピアノ 2	1016	レッスン室	グランドピアノ 2
1017	レッスン室	グランドピアノ 1	1018	レッスン室	グランドピアノ 2
1019	レッスン室	グランドピアノ 2	1101	レッスン室	グランドピアノ 1
1102	レッスン室	グランドピアノ 2	1103	レッスン室	グランドピアノ 2
1104	レッスン室	グランドピアノ 2	1105	レッスン室	グランドピアノ 2
1106	レッスン室	グランドピアノ 2	1107	レッスン室	グランドピアノ 2
1108	レッスン室	グランドピアノ 2	1109	レッスン室	グランドピアノ 2
1110	レッスン室	グランドピアノ 2	1111	レッスン室	グランドピアノ 2
1201	レッスン室	グランドピアノ 1	1202	レッスン室	グランドピアノ 1
1203	レッスン室	グランドピアノ 1	1204	レッスン室	グランドピアノ 1
1205	レッスン室	グランドピアノ 1	1206	レッスン室	グランドピアノ 1
1208	レッスン室	アップライトピアノ 1/打楽器	1210	レッスン室	アップライトピアノ 1/オーボエ
1301	レッスン室	オルガン他古楽器	1302	レッスン室	グランドピアノ 2
1303	レッスン室	チェンバロ他古楽器	1304	レッスン室	チェンバロ他古楽器

本学及び系列大学が共有する図書館は 645 m²を保有し、適切な面積を有している。

図書館には、専任の司書を置き、教育、研究及び学習に必要な学術資料を収集・整理・保存している。また、館内に設置された PC (7 台) で蔵書検索ができるほか、インターネット検索やレポート作成等にも利用されている。蔵書検索には、図書検索用ソフトウェアを本学用にカスタマイズしたもの (OPAC) を利用しているほか、国立情報研究所目

録所在情報サービス（NACSIS CAT）による他大学図書館の総合目録データベース検索（Cinii）を利用している。また、本学の卒業生、系列中学校・高等学校の生徒の利用にも供している。

15階の閲覧室は64座席を有し、最新号の図書や雑誌、新聞等を配架、ゆっくり読書ができるソファ・スペースも備えている。閲覧室には、アニバーサリーアイラーの作曲家や楽譜を特集して紹介しているほか、展示コーナーに司書の企画の資料紹介をするなど、学生の興味を引き、学習に役立てる工夫をしている。その他、楽曲研究や演奏研究のためにCDやDVDを聴く学生用に、視聴覚席を6席設けている。

開館時間は、平日9:00～17:00。入学時のガイダンスで新入生に「図書館利用ガイド」を配付し、すぐに図書館を利用できるよう配慮している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

校地と校舎は、身体的な障がいを抱える学生に対してバリアフリーとなっている。校舎には、多機能付きトイレ、点字ブロック、点字表示、段差のない床、音声付きエレベータを設置している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学の授業では、現有の教室で問題なく対応できている。学修効果を上げるためのクラス分けでの指導を可能としている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学は平成19（2007）年に新校舎を竣工し、施設は比較的整備された状態が維持されている。経年劣化は避けられないため、順次点検整備を実施していく。

図書館の改善・向上方策については、利用者に対する情報提供や、研究支援など、さらなる充実を図る。

<エビデンス集（資料編）>

【2-5-1】 学生のためのハンドブック（学生便覧）令和2年度

【2-5-3】 図書館利用案内 2020

2-6 学生の意見・要望への対応

《2-6の視点》

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

各授業科目における教育目標の達成状況を把握するため、学生による「授業評価アンケート」を実施している。アンケートの実施に当たり、FD 委員会にて、設問文及び回収方法の確認を行う。令和 2 年度の設問は、FD 委員会で検討し、遠隔授業に対応した内容で実施した。アンケートを実施する時期、方法を学生掲示板及び教員掲示板で周知し、実施している。

授業及び実技レッスン担当教員は、授業あるいはレッスンの最終日の授業、レッスン終了時に、学生がアンケートに記入する時間を設ける。アンケートはウェブ上で行っている。

アンケート結果のうち、選択肢による回答は、分布状況を FD 委員会で確認する。授業科目別集計結果及び自由記述欄のコメントは、学長・学科長が閲覧した後、当該授業科目担当教員にのみ知らされる。FD 委員長（学長）が指名した教員に対し「授業改善計画書」の提出（任意）を依頼する。「授業改善計画書」には、授業の成果、授業の課題、授業改善のための取り組みが記載される。

授業評価アンケートの集計結果及び「授業改善計画書」は、図書館を含む学内の指定箇所に置き、学生及び教職員が自由に閲覧できるようにしている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生委員は、学内外で問題を起こした学生の厚生補導、修学上問題を抱えている学生との面談等を通して、学生が問題解決できるよう支援をしている。問題を抱えた学生は、最初に事務部窓口に相談に来ることも多く、その場合には職員が話を聞き、学生委員会で検討するべきと判断した事項については、学生委員会で検討し、具体的対応策を講じている。また、実技レッスンは個人指導のため、実技担当教員に相談する学生もおり、抱えている問題によっては、事務部、学生委員がその情報を共有し、問題解決に当たっている。

IR 委員会とも連携しながら、学生の意見や要望の把握に努めている。学生生活全般に関する学生の意見や要望をできるだけ広く、正確に把握するため、「学生生活実態調査」を実施しているが、コロナ禍のため令和 2 (2020) 年度は実施を見合わせた。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の意見や要望の分析を通して、学修環境の改善に努めている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学修支援に関する効果検証を行うとともに、要望については精査していく。さらに適切な学修環境の構築に努める。

<エビデンス集 (資料編) >

【2-6-1】 FD 委員会規程

【2-6-2】 令和2年度学生による授業評価アンケート実施報告書

【基準2の自己評価】

建学の精神を具現化し、アドミッション・ポリシーをウェブサイト、『入学者選抜要項』等にて、公表・周知している。入学試験の実施については、入試問題の作成・管理を厳正に行っている。

学生サービスについては、学生生活の安定と学生の厚生補導のため、学生委員を中心となる。学生の経済的な基盤を補強する独自の奨学金制度も整備している。学生の健康管理については医務室、心的支援は学生相談室、生活相談は事務部が対応している。

本学は、校地、校舎及び施設・設備等の学修環境を整え、有効に活用している。図書館は図書・所蔵資料の充実及び、利用環境の整備を続けている。さらに学内のバリアフリー化を行っている。

学生の意見・要望の対応については、日頃のレッスンやアンケート調査を通して、学生委員会やFD委員会が中心となり、学生の意見・要望の把握に努めている。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

«3-1 の視点»

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は学則第 1 条及び第 2 条に基づき、ディプロマ・ポリシーを策定している。

ディプロマ・ポリシー「卒業認定・学位授与の方針」

以下の要件を満たし、所定の 62 単位を取得した学生に短期大学士の学位を授与する。

- ・音楽芸術の学びを通して建学の精神「自覚」を会得していること。
- ・音楽の高い芸術性と表現力を理解していること。
- ・コミュニケーション・ツールとしての音楽を実践できること。
- ・社会人としての基礎力ならびに豊かな人間性、品格、教養、公共性を涵養していること。
- ・音楽芸術および文化的教養を身につけた上で、音楽分野に留まらず広く社会に貢献する意思と能力があること。

各専門の学位授与の方針は以下の通りである。

ピアノ専門

磨き上げた技術と豊かな人間性が表れる演奏ができていること。

器楽専門

専門楽器の演奏者として、専門技術を会得し、探求心に溢れた演奏ができていること。

声楽専門

「歌」についての技術と知識の習得に努めた演奏ができていること。

専攻科では、以下の要件を満たし、所定の 30 単位（ピアノ専門・声楽専門）／32 単位（器楽専門）を取得した学生に修了証書を授与する。

- ・学科で培った知識を一層深め、幅広い教養を身につけていていること。
- ・学科で磨いた技術を一層深め、楽曲をより深く解釈した演奏ができていること

ディプロマ・ポリシーは、『学生便覧』、ウェブサイトにおいて掲載している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位は、授業科目を履修し、試験に合格した後に認定される。学則第17条により、評価A、B、Cを合格、D、Eを不合格としている。さらに、学内措置として、AをA、A+に、BをB、B+、B-に分けて表示している。ただし、外部に発行する成績証明書には+-を付けていない。成績評価基準をクラス授業と実技レッスン別々に定め、『学生便覧』に明示している。

成績評価基準（クラス授業）

合否	評価段階	点数	基準
合格	A+	90～100点	学習目標の内容を充分に理解し、修得したものと認められ、試験等において特に優れた成績を収めた。受講態度も非常に高く評価できる。
	A	80～89点	学習目標の内容を理解し、修得したものと認められ、試験等において優れた成績を収めた。受講態度も非常に高く評価できる。
	B+	75～79点	学習目標の根幹的な部分は理解し、修得したものと認められ、試験等において妥当な成績を収めた。受講態度も高く評価できる。
	B	65～74点	学習目標の根幹的な部分は理解し、概ね修得したものと認められ、試験等において妥当な成績を収めた。受講態度にとくに問題がない。
	B-	60～64点	学習目標を最低限理解し、試験等において一応その科目的要求を満たす成績を収めた。受講態度にとくに問題がない。
	C	50～59点	学習目標の最低限の理解は得られ、試験等において合格と認められる成績を収めた。受講態度に問題があることがある。
不合格	D	30～49点	学習目標の最低限の理解が得られていて、学習成果が認められない。受講態度に問題がある。
	E	0～29点	学習目標の最低限の理解が得られていて、学習成果が全く認められない。受講態度に問題がある。

成績評価基準（実技レッスン）

△	ABC評価法	100点法
合格	A+	90～100点
	A	80～89点
	B+	75～79点
	B	65～74点
	B-	60～64点
	C	50～59点
不合格	D	30～49点
	E	0～29点

本学では、入学前に他の大学や短期大学で履修した授業科目の単位、在学中に本学の許可を得て他大学で履修する授業科目の単位を認定している。これらは学則第12条に明

示している。また、外部資格試験による「英語」の単位認定は、当該試験の級／スコアと本学の評価の換算表を定め、学生便覧に明示している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学はGPA制度を導入しており、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を厳正に適用している。GPA(Grade Point Average)とは、履修登録した授業科目の単位数にGP(Grade Point)を乗じ、その合計を履修登録単位数の合計で除したものである。成績評価のGPは、A+ = 4.0、A = 3.5、B+ = 3.0、B = 2.5、B- = 2.0、C = 1.0、D = 0、E = 0、* = 0となっている。

GPAには学期GPAと累計GPAの2種類があり、「成績通知書」には、その両方が記載される。

学期GPAと累計GPA

1. 学期GPA

$$\frac{\text{(当該学期に評価を受けた科目の GP} \times \text{当該科目の単位数)} \text{ の合計}}{\text{当該学期の総履修登録単位数}}$$

2. 累計GPA

$$\frac{\text{(在学全期間に評価を受けた科目の GP} \times \text{当該科目の単位数)} \text{ の合計}}{\text{在学全期間の総履修登録単位数}}$$

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

単位認定及び卒業認定・修了認定は、学則に沿い厳正に行っている。卒業・修了判定は、教授会の議を経て、学長が決定する。この点は今後も変わらず、評価の公平性や透明性を持たせることを追求していく。

<エビデンス集 (資料編) >

【3-1-1】 学生のためのハンドブック (学生便覧) 令和2年度

3-2 教育課程及び教授方法

《3-2の視点》

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学ではディプロマ・ポリシーを実現するため、カリキュラム・ポリシーを定めている。

カリキュラム・ポリシー「教育課程編成・実施の方針」

学則第1条「音楽の知識と技能を授けること」を基盤とし、建学の精神「自覚」を踏まえて、以下の方針でカリキュラムを構築している。

- ・カリキュラムを通して全人格的な知を追求し、教養・基礎科目、外国語科目、保健体育科目を専門教育科目と同等に重視する。
- ・専門実技の個人レッスンを、週50分と設定している。
- ・試験、演奏会、オーディション等による演奏実践を学内ホールで行い、互いに切磋琢磨し、コミュニケーションする機会を設定している。
- ・上野学園大学音楽学部との単位互換等により、短期大学部の垣根を越えて音楽的交流を広げる機会が多くある。
- ・1年間に取得できる単位の上限を46単位（個人実技レッスンの単位を含む）と設定している。
- ・キャリア教育として、学修に必要な基本的スキルの習得と、社会人としての基礎力を作るために必要な知識と考え方を学ぶ「初年次プログラム」（1年次生の必修科目）を設定している。
- ・教育職員免許状の取得を目指す学生のために、教職課程を設置している。卒業要件に含まれない「教職に関する専門教育科目」（36単位）、「日本の伝統的な歌唱法」「和楽器研究法」などの教職課程限定科目を配置している。
- ・音楽療法士の称号取得を目指す学生のために、音楽療法士養成教育課程を設置している。通常のカリキュラムに含まれる関係科目のほかに実習・演習（5単位）を配置している。
- ・教職課程と音楽療法士養成教育課程の重複履修は認められないため、いずれかを選択するか、あるいはいずれも選択せず音楽の知識と技能の習得に専念することになる。

各専門の教育課程編成・実施の方針は以下の通りである。

ピアノ専門

個人レッスン週50分、および週15分のアンサンブルを中心に、「ピアノ伴奏法」「ピアノ伴奏法演習」では相手の音を聴き、互いの内なる心に対する感性を養う。

器楽専門

少人数制を活かし、第一線で活躍する教員が、基礎となる音、音階から、さらにその上のレベルに合わせたきめ細かな指導を行う。「器楽合奏」「ウィンドアンサンブル」等の合奏授業を通して、積極性や協調性を育てる。

声楽専門

個人レッスンでは発声の基礎から歌唱法を研究し、「声楽特殊演習」では楽曲の音楽知識の習得を目指す。

専攻科では、より高度な技術の習得のみならず、実践能力と理論を研鑽し、教養を高めて表現の幅を広げることを目指す。「特殊研究」では、自らの専門に応じた奏法を学び、アンサンブルや指導法についても丹念に指導する。

カリキュラム・ポリシーは、『学生便覧』、ウェブサイトにおいて掲載している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学は学則第1条及び第2条に基づき、ディプロマ・ポリシーを策定している。ディプロマ・ポリシーは、建学の精神を踏まえ、どのような力を身に付ければ学位を授与されるのかを定めており、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを実現させる教育課程を編成している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫性を持って策定されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学音楽科のカリキュラムは、短期大学設置基準第5条、第6条にある教育課程の編成方針に則り、「教養・基礎科目（8単位以上）」「外国語科目（8単位以上）」「保健体育科目（2単位）」「専門教育科目（44単位以上）」となっており、加えて「教職に関する専門教育科目」や「補習科目」がある。

授業科目間の内容やつながりを示すカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーにより、教育課程の体系が容易に理解できるようにしている。各科目のナンバリングも備えている。

3-2-④ 教養教育の実施

教養科目については、教養・基礎科目として12科目24単位を配置し、その中から8単位以上の取得を卒業要件として定めている。教養教育と専門教育との関連については、入学時ガイダンスにおいてガイダンス及び事務部が説明を行い、新入生の理解を図っている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、以下の方法で、授業内容の工夫や効果的な実施を図っている。

- ・アクティブラーニングの実施
- ・FD研究会の実施
- ・授業評価アンケートの実施

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを定めている。今後は、学習効果の獲得に向けて、ポリシーの実態化を進めていく。

<エビデンス集（資料編）>

【3-2-1】 学生のためのハンドブック（学生便覧）令和2年度

3-3 学修成果の点検・評価

『3-3 の視点』

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法として、各学生の GPA の推移を確認している。

また、IR 委員会が行う卒業時アンケートでは、学修の達成状況の学生自身による評価を行っており、これも三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法としている。

キャリア支援センターが把握する就職率や職種などの分析も点検・評価方法といえる。

就職率・過去 5 年の状況

卒業年度（卒業年月）	就職希望者に対する内定率（%）	卒業生全体に対する内定率（%）
平成 28 年度（H29. 03 卒）	84. 0	56. 7
平成 29 年度（H30. 03 卒）	84. 0	56. 7
平成 30 年度（H31. 03 卒）	33. 3	26. 3
令和元年度（R2. 03 卒）	34. 7	25. 0
令和 2 年度（R3. 03 卒）	78. 2	56. 2

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

卒業時アンケートの点検・評価結果は、教育内容の改善のための資料として、授業評価アンケートは教育方法や学生指導の改善資料としてフィードバックされている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生が自身の学修成果を把握できる仕組みを検討していく。

<エビデンス集（資料編）>

【3-3-1】 学生のためのハンドブック（学生便覧）令和 2 年度

【3-3-2】 令和 2 年度上野学園大学短期大学部卒業時アンケート報告書

【基準 3 の自己評価】

本学は、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、学生に周知している。

そして、これに基づく成績評価を行い、卒業判定を行っている。

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを踏まえて策定し、学生に周知している。教養教育にも力を入れている。

FD 研究会等の実施により授業改善に努めている。

学生によるアンケート結果から、学修成果の評価とその改善に向けてのフィードバックにも着手している。

以上により基準3を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

«4-1 の視点»

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長には大学を代表し、教育方針に基づいて大学の運営にあたる権限と責任が付託されている。学長は教育方針に基づいて校務をつかさどり、職員を統括する。

学長は教授会を招集し、教員の意見を聴取する。教授会は学長のリーダーシップを支えている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長、学科長、図書館長および各委員長の権限と責任は明確にしている。

学則第 62 条において、教授会を教育研究上の以下の重要事項について学長が意見を聴取する場と定めている。

(1) 教育課程に関する事項

(2) 教員の教育研究業績の審査に関する事項

(3) 教育・研究及び施設に関する事項

(4) 教員の人事に関する事項

(5) 学部・学科等の組織の改廃に関する事項

(6) 学生定員に関する事項

(7) 学則その他重要な規則の制定・改廃に関する事項

(8) 学生の退学、転学、留学、休学、復学、再入学等に関する事項

(9) 学生の懲戒に関する事項

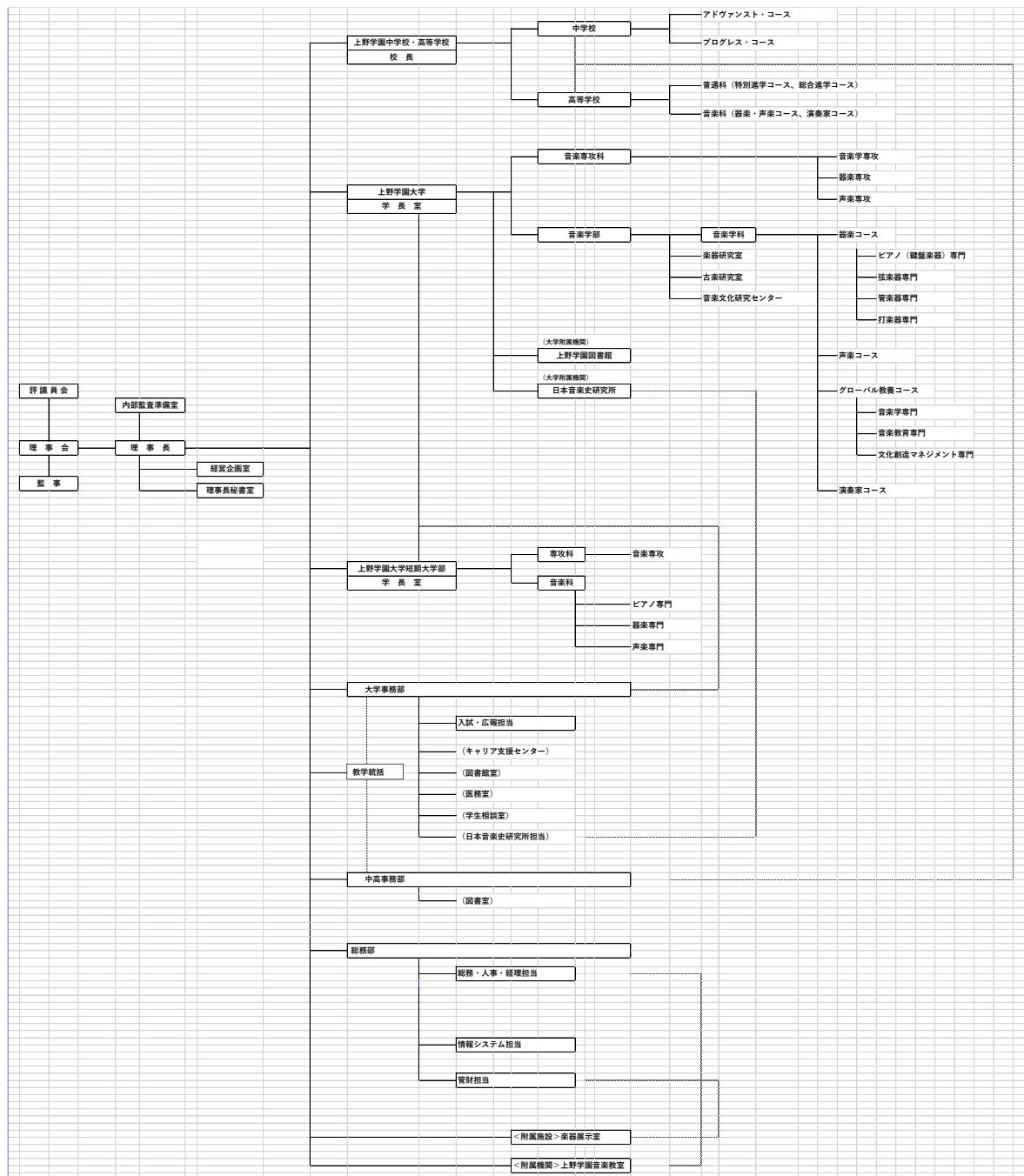
(10) その他、教育・研究に関する重要な事項及び大学の運営に関し、必要と認められる事項

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

組織運営規程で各部署の業務と権限及び責任を定め、教職員に明示している。

部課長の事務職員で毎月定例の会議を開催しており、理事長、理事も関わっていることから、全教職員間で情報共有ができている。

学校法人上野学園 組織機構図



(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長がリーダーシップを発揮する体制が整っているが、一層、協力に推進するためにFD活動を積極的に行っていく。

<エビデンス集 (資料編) >

【4-1-1】 学生のためのハンドブック (学生便覧) 令和2年度

【4-1-2】 教授会規程

4-2 教員の配置・職能開発等

《4-2 の視点》

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
本学音楽科の教員数は、短期大学設置基準に沿って適切に配置している。令和 3(2021) 年 5 月 1 日付で、専任教員が 8 名、非常勤教員が 52 名である。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育内容・方法等の改善の工夫等については、FD 委員会を中心に実施している。

- ・学生による授業評価アンケート

授業評価アンケートは、毎学期末に実施しており、6 間の設問と 5 つの選択肢を用意している。加えて自由記述の設問を 2 間行っている。個別授業の集計結果は各教員へフィードバックされ、学長が指名した教員については授業改善計画を提出する。全体の集計結果はウェブサイト上に公開されている。

- ・FD 研究会

実技科目教員による「上野学園・人と音シリーズ」ほか、学内外の講師を招いてのワークショップ等の研修会を実施している。

- ・卒業時アンケート

卒業式当日に全卒業者を対象に卒業時アンケートを実施し、教育効果の確認を行っている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も適切な教員配置に努め、教育効果の増進を図る。

<エビデンス集（資料編）>

【4-2-1】 令和 3 年度専任教員の配置

【4-2-2】 令和 2 年度卒業時アンケート報告書

4-3 職員の研修

《4-3 の視点》

- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする短期大学運営に関する職員の資質・能力向上への取組み

本学では全体の研修の場として、SD 研究会を年 1 回実施しているが、令和 2 (2020) 年度はコロナ禍のため開催が見送られた。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

短大全体の機能を強化するために、職員の能力開発の機会を効果的に設けていく。

<エビデンス集 (資料編) >

【4-3-1】 SD 委員会規程

4-4 研究支援

《4-4 の視点》

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、研究環境として、専任教員には研究資材の保管・整理ができる空間でネットワーク環境が整った研究室を用意している。専任教員は自身の研究時間を保持した上で、授業・レッスンの時間割を組んでいる。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日（令和 3 年 2 月 1 日改正）文部科学大臣決定）」を踏まえ、学内の管理体制の確認・見直しについて、規程や決まりの作成・公表等の整備を行った。研究活動の不正行為防止の取り組みとして、本学ウェブサイトに「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」とその相談窓口を掲げている。

適切な管理については、規程や本学の就業規則等に基づき、研究者によく確認して、間

違いや不正請求がないように努めている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、専任教員の研究活動を推進するために、専任教員全員に年間 10 万円を上限に研究費を支給している。研究費に関する管理規程に基づき、適切に運用している。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の整備を図り、教員の研究が深化されるように努めていく。

<エビデンス集 (資料編) >

【4-4-1】 研究費に関する管理規程

【4-4-2】 コンプライアンス規程

【4-4-3】 コンプライアンス・マニュアル

〔基準 4 の自己評価〕

学長がリーダーシップを発揮できるように体制が整備され、責任も明確にしている。教員は、短期大学設置基準に規定される教員数を配置しており、新規教員採用においては関連規則に基づき厳正に実施されている。

FD・SD 活動は計画的に実施されている。

研究支援については、研究環境の整備や研究倫理の確立、研究費の配分を適切に行つており、基準 4 を満たしていると評価する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

«5-1 の視点»

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人上野学園（以下、「本法人」という。）の目的については、「学校法人上野学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）において、「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い且つ石橋藏五郎の建学の思想を体し私立学校を設置することを目的とする。」と規定している。

本法人はこの「寄附行為」に則り、経営の規律と誠実性を維持するために各種規程を整備している。法人及び事務組織、職員定数、職制、職務及び業務分掌を規定した「組織運営規程」、就業に関する「就業規則」、法人部門及び事務部門の各職位の職務及び職務権限を規定した「職務権限規程」、理事会または理事長の決裁を求める事項の範囲・起案・決裁を定めた「稟議規程」、個人情報に関する基本事項を定めた「個人情報保護規程」、教職員のコンプライアンスの推進を図るための必要事項を定めた「コンプライアンス規程」等について、高等教育機関として公共性を保ち、社会要請に答えられるよう、必要に応じて見直しを行っている。公益通報については、公益通報者保護法に基づき「公益通報に関する規程」を定めている。財務情報に関しては、「情報公開規程」で「財務情報等を閲覧に供し、または開示する場合に必要な事項を定める」とし、ウェブサイトに公表している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人は、「寄附行為」に定める使命・目的を実現するために、最高意思決定機関である理事会及び諮問機関である評議員会を定期的に運営し、法人全体の決定として、大学部門・短期大学部部門（及び中学校部門・高等学校部門）の様々な案件を審議している。

理事会で審議・検討される案件は、全学的な意思が反映されており、そのいずれもが本学の使命・目的の実現を果たす機能を全うしている。

さらに平成29(2017)年4月に発足した経営改善室会議において、本学の使命・目的の実現に向けて、法人関連の業務見直し・改善に取り組んでいる。

1) 各部門からの煩雑な業務内容の洗い出し

2) 共通業務（雑務）のフォーマット化

3) 学内に業務マネジメント人員を配置し、アウトソーシングを含む業務処理チームを発足

本法人は、使命・目的の実現に向けた様々な施策を実施する体制を構築している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

1) 環境保全

「コンプライアンス・マニュアル」I 「上野学園の誓い」において「我々、上野学園の理事・評議員及び教職員は、建学の精神である「自覚」の理念および上野学園行動憲章に掲げられた精神に則り、法令・規則や規程等を遵守し、広く社会に貢献する。」とし、続く「上野学園行動憲章」(5)「社会貢献と地球環境への関与」の項において、「社会における市民としての責任を自覚し、積極的な社会貢献活動を行う。地球市民として環境問題に心を配り、健全な地球環境を守るため努力する。」と明記している。

環境保全に関する遵守事項として、同マニュアルIV「遵守事項」7「環境保全」の項において下記のように定め、学園運営の指針としている。

良き市民としての責任を自覚し、人間社会の繁栄との調和を図りながら、健全なる地球環境の保全へ向けて最善を尽くす。

- (1) 国際的環境規制並びに国、地方自治体等の環境法令・規則を遵守しなければならない。
- (2) 業務の遂行にあたっては、環境への負荷や生態系への影響に配慮しなければならない。
- (3) グリーン購入・省エネルギー・省資源・廃棄物削減により、資源・エネルギーの有効活用を心掛けなければならない。
- (4) 環境を保全、改善する教育に努めなければならない。

具体的には、文具や什器等は余剰在庫が出ないよう必要なだけ購入する、リサイクル製品あるいはリサイクルシステムのある商品を選ぶ、使い捨て商品ではなく長く使用できるものを選ぶ等のほか、使用しない教室や廊下等の電灯を極力消す、節水を心がける、夏期にクールビズを実施する等を行っている。

2) 人権

同上の「コンプライアンス・マニュアル」I 「上野学園行動憲章」(3)において、「一人一人の個性を尊重し、独創性が充分に發揮できる自由で活力ある環境を確保する。」とし、「遵守事項」1に「人権の尊重、差別・セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの禁止」を、下記のように定め、コンプライアンス委員会を設置し、個人の権利・利益の保全に努めている。

人権を尊重し、差別・セクシャルハラスメント・パワーハラスメントを行わない。

- (1) 人権を尊重し、人種、肌の色、信条、宗教、国籍、年齢、性別、出身、病歴や心身の障害などに基づく差別を行ってはいけない。また、このような差別を許してはならない。（憲法、労働基準法、世界人権宣言などで定める全ての基本的人権を含む。）
- (2) セクシャルハラスメント（相手方に不快な性的言動を行い、そのことによって

就学・教育環境を害すること)を行ってはならない。また、このようなセクシャルハラスメントを許してはならない。

(3) パワー・ハラスメント(職場の暗黙知や慣例、職場や教育の場での上下関係などをを利用して行う強制や嫌がらせ、一般的には、職権など立場として上に立つ者のパワーを背景に、適正な業務・権限の範囲を逸脱して行われる人権侵害行為)を行ってはならない。また、このようなパワー・ハラスメントを許してはならない。

その他、「就業規則」において「産前・産後休暇」「育児時間」「育児休業及び介護」を定め、別途「育児休業規程」と設けることにより、女性の出産・育児を支援する体制を整備している。同じく「就業規則」において、教職員について年1回(毎年4月)の健康診断の実施を明記し、その結果、特に必要がある場合には、就業の一定の期間禁止または配置換え等の措置を講ずることとし、教職員の健康維持のための措置を明記している。

また、プライバシーに関しては、「個人情報保護方針」に基づき「個人情報保護規程」を定め、さらにマイナンバー導入前に、「個人番号基本方針」に基づき「個人番号及び特定個人情報取扱規程」を整備、個人情報保護委員会を設置し、問題があった場合に速やかに対応する体制を整えている。

3) 安全

学生、教職員の安心・安全を維持するために、「危機管理規程」において、次のように明記している。「緊急に対処すべき様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制および危機対策等を定めることにより、本法人の学生・生徒及び教職員等並びに近隣住民等の安全確保を図ると共に、本法人の社会的な責任を果たす。」災害や火災、テロ、重篤な感染症等の重大な事件や事故等が発生した場合には、「危機管理本部」を設置し、職員管理職で構成される「緊急連絡網」(毎年4月更新)を通じて事象に適した対応策を講じる体制を敷いている。

また、「災害対策マニュアル」を定め、学生・教職員用と家庭用2種類の「大規模地震に対する教職員の準備・対応」を用意し、火災や爆発など地震以外の原因で甚大な災害が発生した場合も、このマニュアルに準じ「危機管理本部」を設置し対応に当たる体制をとっている。大学・短大の全教員に「教員のための避難・誘導ハンドブック」を配付し、全学生に対しては学生便覧により大学構内で火災・地震・事故が発生した場合の対処方法を知らせている。入学試験期間中の受験生に対しては「地震発生時の対応について」を配付している。

衛生については、除菌ジェルを各所に設置、洗面台には除菌用泡洗剤を設置している。医務室看護師を中心に保健対策を検討し、感染症が発生する季節には、洗面所等に消毒・防菌を講じ、特に、受験生に対しては入試センターがマスクの配付を行っている。

学内のコンピューターシステムのセキュリティ対策は、ファイアーウォール及びユーザー権限を設定し、不正アクセスやサーバへのアクセスを制限、PC全台にウィルス対策ソフトを装備している。サーバ室は、常時施錠し、システム管理者のみが入室できるようになっている。

そのほか、警備員が駐在し、24時間警備に当たり、緊急時は警備会社のセンター及び本法人「緊急連絡網」の第一次職員に通報される。日常においては、中央監視室モニタ

一で防犯カメラによる映像の確認、巡回による不審者の確認等を行い、学園内の安全を保持している。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

基本指針に則って関係規程を整備するとともに、学園関係者が協働して法規範に準拠し短大運営に努めていく。

<エビデンス集（資料編）>

- 【5-1-1】 学校法人上野学園寄附行為
- 【5-1-2】 組織運営規程
- 【5-1-3】 就業規則
- 【5-1-4】 職務権限規程
- 【5-1-5】 補議規程
- 【5-1-6】 学校法人上野学園個人情報保護規程
- 【5-1-7】 コンプライアンス規程
- 【5-1-8】 公益通報に関する規程
- 【5-1-9】 学校法人上野学園 情報公開規程
- 【5-1-10】 コンプライアンス・マニュアル
- 【5-1-11】 育児休業規程
- 【5-1-12】 個人番号及び特定個人情報取扱規程
- 【5-1-13】 学校法人上野学園危機管理規程
- 【5-1-14】 災害対策マニュアル
- 【5-1-15】 大規模地震に対する教職員の準備・対応
- 【5-1-16】 教員のための避難・誘導ハンドブック
- 【5-1-17】 学生のためのハンドブック（学生便覧） 令和4年度
- 【5-1-18】 地震発生時の対応について

5-2 理事会の機能

«5-2 の視点»

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人は、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定をするため、「寄附行為」第3条「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い且つ創立者石橋藏五郎の建学の思想を体し私立学校を設置することを目的とする。」（1頁）と定め、その下で理事会を構成し

ている。本法人の役員および理事会は、上記のほか、「教育基本法」、「学校教育法」の定めることに従い、理事会を、「本学の業務を決し理事の職務の執行を監督する」（「寄附行為」第17条の2）最高決定機関として位置付けている。

教学面に関しては、学科長・主任会議や教授会等で提議され、理事会の審議・承認を必要とする事項を学長がとりまとめて理事長に提出、法人として取り上げる議題と併せ、理事会開催実施日の前に、開催通知と関連資料を理事に郵送している。

理事会は理事長が招集し、理事長がその議長を務めている。

評議員会は、「寄附行為」第23条（6頁）に明記している通り、理事会の諮問機関として、理事会に先んじて開催され、予算や事業計画等につき、意見を表明している。

理事の選任は、「寄附行為」第6条（1～2頁）において、本法人に設置する学校の校長（学長を含む）、評議員の中から理事会において専任する者（1名）、本法人に關係のある学識経験者のうち理事会において専任する者（4名）とし、各理事についてその親族その他特殊の關係がある者が1名をこえない、と定めている。

理事会開催日数の改善、理事出席率の改善のほか、理事長と理事間で密接に意見交換を図れる体制を敷いている。また「寄附行為」に基づき、適切に理事会を運営していると判断する。

（3）5-2 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制として、改善すべき事項、促進すべき事項の検討・実施に着手している。今後さらに、迅速かつ的確な機能が発揮できるような体制強化を促進していく。基本指針に則って関係規程を整備するとともに、学園関係者が協働して法規範に準拠し短大運営に努めていく。

<エビデンス集（資料編）>

【5-2-1】 学校法人上野学園寄附行為

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

《5-3 の視点》

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

（1）5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

（2）5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本法人の最高意思決定機関である理事会は、「寄附行為」第15条第2項に「理事会はこの学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」とし、本学や系列大学、中学、高校に関する重要な審議を行う。理事5名の職務分掌は、理事長、教務担当、財務担

当（2名）、総務担当となっている。

教授会は、学長、教授、准教授及び専任講師で組織され、教学、教育課程や人事、学生に関する事項について協議し情報を共有している。教授会の審議事項のうち、理事会で承認が必要な事項は、学長が参加し議事録を作成する大学事務部長と協議の上で理事会に提言する。

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本法人における法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックは、稟議起案を要する事項について「職務権限規程」別表「決裁基準表」に則り、所定の手続きを経る課程で行われる。稟議回覧中に、意見や異議などがある場合は、稟議書の「回議欄」にコメントを記載し、関係部署が協議の上、同書に追記される。

監事の選任に関しては、「寄附行為」第11条に定めがあり、適切に運用されている。現在2名の監事が、私立学校法第37条第3項に定められる業務を行っている。すなわち、毎会計年度の監査報告書を作成し、当該会計年度修了2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員の選任については、「寄附行為」第21条に定められており、この規程に従い、現在の評議員は15名で構成され、私立学校法第41条に定められていた通り、理事会があらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない事項を定め、適切に運営されている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本法人においては、理事会や教授会等において、法人と短大の円滑なコミュニケーションと迅速な意思形成を図っており、相互のチェック機能も有効に機能している。永続的な学園運営のために、教職員全員がその当事者としての意識をもって業務に取り組んでいく。

<エビデンス集（資料編）>

- 【5-3-1】 上野学園大学短期大学部教授会規程
- 【5-3-2】 学校法人上野学園寄附行為
- 【5-3-3】 職務権限規程
- 【5-3-4】 決裁基準表
- 【5-3-5】 稟議規程

5-4 財務基盤と収支

《5-4 の視点》

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

財務計画を策定するとともに人件比率・教育研究経比率・管理経比率の目標値を定め、理事会にて報告並びに進捗を管理している。

現在、『学校法人上野学園経営改善計画 平成30年度～34年度（5ヵ年）』に基づき、学生募集の強化について重点的に取り組みながら、遊休資産の有効活用、経費削減に鋭意取り組んでいる。

学納金の增收のための学生募集強化に取り組むとともに、外部資金の確保として、平成30年度に埼玉県草加市で遊休資産となっていた郊外型学園として使用していた校地・校舎を売却したことにより、約90,000千円の資金調達を図った。また本法人が所有する石橋メモリアルホールの稼働率をICTの活用等により調査の上、教育研究及び学生生徒の諸活動に支障がない範囲で、外部への貸し出しを行い、事業収入の増加に努めている。

経費の削減については、これまで毎年度の予算編成において、各部署からの予算申請の際に、事業経費や行事費用についての必要性及び妥当性の確認と見直しを行っている。消耗品費、光熱水費、旅費交通費、印刷製本費等についても使用頻度・数値、必要性の見直しを行い、当初予算の計画的かつ効率的な執行により経費の削減を進めてきた。今後においても、適正な予算編成と厳格な予算執行を進め、人件費を含めて、経費削減を堅持していく。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成29年度に実施された文部科学省学校法人運営調査委員による調査結果において、「学校法人の経営に関する中長期的な見通しや構想の下に、経営改善計画の作成及び着実な実施等により経営基盤の安定確保に努めること。」という指導・助言事項があり、平成30年7月、平成30年度から平成34年度の経営改善計画、財務計画表、経営改善計画実施管理表等を提出した。今年度は経営改善計画の3年目であり、同計画を基にしながら、さらに令和6年度の学園創立120周年に向けた周年計画を立て、具体的に実施していく。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

本法人の「適切かつ安定した財務運営の確立と収支バランスの確保」については、短期的に解決できるものではないが、現在実行中の経営改善計画及び策定中の学園創立120周年計画を礎として、改善に取り組む。

適切な財務運営体制においては、外部サポート機関との連携を行い、中長期的な財務計画の精査体制を整備している。中でも、本法人の支出の大部分を占める人件費の改善に取り組み、人材の適切な配置を引き続き行っていくことは、財務運営にとって非常に重要な事項である。具体的には、新しい人事評価制度の導入について、令和元年度よりその体制構築に着手している。また、銀行との協力的な連携を引き続き行いながら、不動産の有効活用による資金を活用した財務改善に取り組む。これらにより、学園創立120

周年に向けた計画を実現するための費用や教育課程の見直しなどを含む新規案件の費用を捻出する。財務基盤と収支のバランスの確保については、学生数の安定的な確保と不断の経費管理をデータマーケティングや ICT を活用しながら進めていく。

<エビデンス集 (資料編) >

【5-4-1】 経営改善計画（平成 30 年度～平成 34 年度）

5-5 会計

«5-5 の視点»

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

引き続き平成 28 (2016) 年以降導入した管理会計システムの精度を上げていくとともに、人員体制の立て直し、ガバナンスの強化を実行した。

日常的な出納業務については、「経理規程」に基づき適切に処理しており、日計表を 1 か月にまとめ、理事へ報告している。

計算書類、財産目録等は、本学園の経営状況及び財政状態を適正に表示している。また、資産及び資金の管理と運用については、経理システムにより記録されており、「資金運用規程」に基づき安全かつ適正に管理している。

経理担当者は、常に自己研鑽につとめ、学校法人会計に関する知識のスキルアップを図るとともに、会計処理の不明な点等については適宜顧問会計士・監査法人に質問して解消し適正な会計処理を行っている。その結果、計算書類等は学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。

経理規程に基づき、月次合計残高試算表を作成しており、理事長の求めに応じて、適時、報告している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

①予実管理を徹底し、予算内履行はもちろん予算外案件の精査を強化、経費に関する稟議起案から承認、支払いまでをコンピューター上で行えるように構築する、②管理会計システムを導入し、次に各部門をこれまでよりも細分化して損益管理をすることで、経理・財務担当部署で執行状況の一元管理をする。これに伴い、会計システムに管理されたデータを入力する時点で、会計士が確認を行える体制が組める。これにより、不透明な支出や不適切な会計処理が起こらない体制を敷く。

学校法人の監査経験のある会計監査人を選任し、3カ月に1回、複数人による定期監査

を行う。今後、明確な監査方針のもと指導を受け、改善をしていく。具体的には、法人の業務及び財産の実地調査、経費に関する内部統制の有効性を評価した上で、会計処理の妥当性を検討する。

上記に加え、弁護士、財務・税務専門家の2名の監事に業務依頼することで、コンプライアンス強化を図る。会計監査人と監事との情報共有及び連携を強化し、それぞれが担う監査の実効性を確保し、その有効性及び効率性を確保する。また、毎年6月に監事、会計士、理事長、学長が会計処理に関して情報共有を行い、次年度についての方策を協議する機会を設定する。これらにより、ガバナンスの強化・充実を図り、役員が関与する不正な財務報告が起こらぬよう適切な運用ができる体制とする。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

経営企画室とその統括者である理事のリーダーシップのもと、意思決定を速やかにだが的確に行い、そのもとで着実に施策を推進していく。

<エビデンス集 (資料編) >

【5-5-1】 経理規程

【5-5-2】 資金運用規程

〔基準5の自己評価〕

本学園は「寄附行為」により、建学の精神を中心とした教育理念を基に、適切な学園運営に取り組んでいる。教学部門と法人部門の協力体制ができている。

理事長、学長のリーダーシップとガバナンスによって、適正な組織運営がなされており、会計処理や監査体制も厳正に実行されており、基準5を満たしていると評価する。

基準6. 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

«6-1 の視点»

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

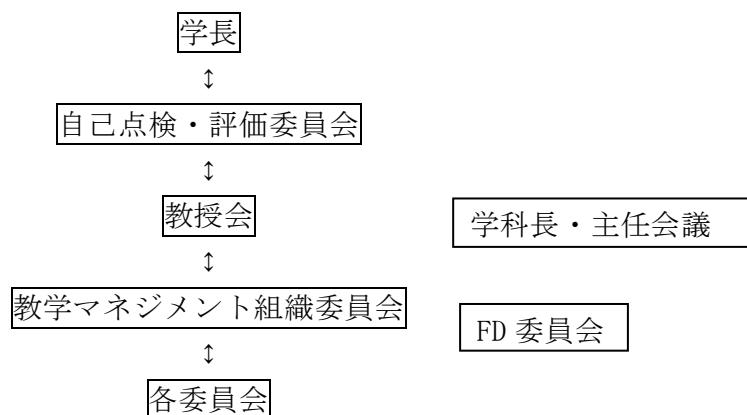
基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証の組織の整備、責任体制の確立

内部質保証を恒常的に担保するため、教職員組織が整備され、自己点検・評価を自主的・自律的に実施している。

教授会の構成員事務部門担当者を加えた自己点検・評価委員会を据えている。



(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

PDCAサイクルの点検において課題を洗い出し、改善を翌年度計画に反映する必要がある。

<エビデンス集 (資料編) >

【6-1-1】 自己点検・評価規程

【6-1-2】 自己点検・評価委員会規程

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

«6-2 の視点»

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では内部質保証のための自己点検・評価を実施している。目標の達成状況や課題の改善状況に関する定期的な自己点検・評価の結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し実行する。

自己点検評価書は本学ウェブサイトに掲載し社会への公表を行っている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学は教学内に IR 委員会を設置し、内部質保証のための自己点検・評価を行う上で、十分な調査・データの収集と分析を行っている。

IR 委員会は、新入生アンケート、学生生活実態調査、卒業時アンケートを実施し、分析結果を学内に提供している。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

IRの専任職員が不在であるが、IRの具体的な手法について、データの計画的・体系的な収集・精査と分析結果の効果的運用を検討していく。

<エビデンス集 (資料編) >

【6-2-1】 IR 委員会規程

6-3 内部質保証の機能性

《6-3 の視点》

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は、建学の精神、目的、3 つのポリシーを基に、中期計画を策定し (P)、教育・研究・社会貢献活動を行い (D)、自主的・自律的な自己点検・評価を行い (C)、改善と

改革を FD・SD 活動の上、年次計画に載せている。

この実効的な運用のため、自己点検・評価委員会を据え、機能を持たせている。授業評価アンケートや卒業時アンケートにより得たデータを改善に役立てている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

近年は、ディプロマ・ポリシーを基本として学習成果の点検・評価の必要性が高まっているので、学生本人が自身の学修成果を記録する方法を構築していく。

<エビデンス集 (資料編) >

【6-3-1】 令和 2 年度上野学園大学短期大学部学生による授業評価アンケート実施報告書

【6-3-2】 令和 2 年度上野学園大学短期大学部卒業時アンケート報告書

【基準 6 の自己評価】

本学は、内部質保証のための組織体制を構築している。自主的・自律的な自己点検・評価活動が行われており、基準 6 を満たしてはいるが、改善が必要な個所があると認識している。

IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準A. 地域連携

A-1 短期大学が有する人的・物的・知的資源の地域への提供

«A-1 の視点»

- A-1-① 建学の精神に沿ったボランティア活動ならびにインターンシップを推進する体制の整備
- A-1-② コースの特性を活かした学生のボランティア活動とインターンシップ
- A-1-③ 教員の地域における委員会活動
- A-1-④ 地域への図書館開放
- A-1-⑤ 高大連携事業

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 建学の精神に沿ったボランティア活動ならびにインターンシップを推進する体制の整備

建学の精神「自覚」の実現を目指す教育活動の一環として、ボランティア活動及びインターンシップがある。これらの活動は、それぞれ、ボランティア活動支援委員会、キャリア支援センター委員会が主管している。

A-1-② コースの特性を活かした学生のボランティア活動とインターンシップ

令和 2 (2020) 年度は、コロナ禍のためボランティア活動及びインターンシップの実施を見合させた。

A-1-③ 教員の地域における委員会活動

本学教員は教育研究実績から、地域の委嘱を受けた委員会に参加している。先方から委嘱状を受け、稟議決裁を受けた上で活動に参加している。

教員の委員会活動

1	内田有一 教授 (学科長)	令和 2 年度草加市社会教育委員
---	---------------	------------------

A-1-④ 地域への図書館開放

本学学生の占有スペースであり音楽の専門性が高い施設であるため、一般開放はしていないが、本学卒業生、紹介状持参者、系列中学校高等学校生徒には対応している。

A-1-⑤ 高大連携

系列の上野学園高等学校音楽科生徒の実技レッスンは大学・短大所属の教員が担当し

ている。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

コロナ禍が収束した後に再開できるよう、検討を継続していく。

<エビデンス集　（資料編）>

資料なし。

【基準Aの自己評価】

社会貢献に関する短大としての方針は建学の精神、使命・目的に明示されている。実施に至らずとも、音楽短期大学としての特色ある活動により、物的・人的資源を適切に社会に提供できる土台を築いていると判断する。

V. 特記事項

なし。

VI. 法令等の遵守状況一覧

省略。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

エビデンス集（資料編）一覧

V. エビデンス集一覧**エビデンス集（データ編）一覧**

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	短期大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学科・専攻科等／開設予定の学科・専攻科等	
【表 F-3】	学科・専攻課程	
【表 F-4】	学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	専攻科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学科等）	
	全学の教員組織（専攻科等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	専攻科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年次別履修科目登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学科・専攻科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学科の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学科、専攻課程の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし

【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	短期大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為 学校法人上野学園寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内 上野学園大学 上野学園大学短期大学部 2021 大学案内	
【資料 F-3】	短期大学学則 上野学園大学短期大学部学則	
【資料 F-4-1】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
【資料 F-4-2】	入学試験要項 上野学園大学短期大学部 音楽科	
【資料 F-4-3】	上野学園大学短期大学部 音楽科 入学資格認定 募集要項 上野学園大学短期大学部 専攻科 音楽専攻 入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧 学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部（令和 2 年度）	
【資料 F-6】	事業計画書 令和 3 年度 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書 令和 2 年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど http://www.uenogakuen.ac.jp/junior_college/ (交通アクセス)	
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規程一覧（規程集目次など） 学校法人上野学園規程一覧	
	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年	

【資料 F-10-1】 【資料 F-10-2】 【資料 F-10-3】	度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事・監事・評議員一覧（令和3年5月1日現在）	
	令和3年度 学校法人上野学園理事会 開催状況	
【資料 F-11-1】 【資料 F-11-2】 【資料 F-11-3】 【資料 F-11-4】 【資料 F-11-5】	決算等の計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間）	
	学校法人上野学園 計算書類（監事監査報告書含む）	
【資料 F-12-1】 【資料 F-12-2】	履修要項、シラバス	
	履修計画表 令和2年度 上野学園大学短期大学部 音楽科 専攻科音楽専攻	
	上野学園大学短期大学部 音楽科 上野学園大学短期大学部 専攻科音楽専攻 令和2年度 講義要旨	

基準1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人上野学園寄附行為	
【資料 1-1-2】	上野学園大学短期大学部学則	
【資料 1-1-3】	上野学園大学・同短期大学部教学マネジメント組織委員会規程	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	上野学園大学短期大学部学則	
【資料 1-2-2】	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部 令和2年度	
【資料 1-2-3】	上野学園大学短期大学部 2021 大学案内	
【資料 1-2-4】	上野学園大学短期大学部 入学者選抜要項 2021	
【資料 1-2-5】	上野学園大学・同短期大学部 IR 委員会規程	
【資料 1-2-6】	上野学園大学短期大学部学科長・主任会議規程	

基準2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部 令和2年度	
【資料 2-1-2】	上野学園大学短期大学部 2021 大学案内	
【資料 2-1-3】	上野学園大学短期大学部 入学者選抜要項 2021	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部 令和2年度	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	講義要旨 上野学園大学短期大学部 令和2年度	
【資料 2-3-2】	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部 令和2年度	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部 令和2年度	
【資料 2-4-2】	令和2年度上野学園大学短期大学部学生生活実態調査報告書	
【資料 2-4-3】	特待生制度に関する規程	

【資料 2-4-3】	遠隔地出身学生支援奨学金規程	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部 令和 2 年度	
【資料 2-5-2】	図書館利用案内 2020	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	FD 委員会規程	
【資料 2-6-2】	令和 2 年度学生による授業評価アンケート実施報告書	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部 令和 2 年度	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部 令和 2 年度	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部 令和 2 年度	
【資料 3-3-2】	令和 2 年度上野学園大学短期大学部卒業時アンケート報告書	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部 令和 2 年度	
【資料 4-1-2】	教授会規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	令和 3 年度専任教員の配置	
【資料 4-2-2】	令和 2 年度卒業時アンケート報告書	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	SD 委員会規程	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	研究費に関する管理規程	
【資料 4-4-2】	コンプライアンス規程	
【資料 4-4-3】	コンプライアンス・マニュアル	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人上野学園寄附行為	
【資料 5-1-2】	組織運営規程	
【資料 5-1-3】	就業規則	
【資料 5-1-4】	職務権限規程	
【資料 5-1-5】	稟議規程	
【資料 5-1-6】	学校法人上野学園個人情報保護規程	
【資料 5-1-7】	コンプライアンス規程	
【資料 5-1-8】	公益通報に関する規程	

【資料 5-1-9】	学校法人上野学園 情報公開規程	
【資料 5-1-10】	コンプライアンス・マニュアル	
【資料 5-1-11】	育児休業規程	
【資料 5-1-12】	個人番号及び特定個人情報取扱規程	
【資料 5-1-13】	学校法人上野学園危機管理規程	
【資料 5-1-14】	災害対策マニュアル	
【資料 5-1-15】	大規模地震に対する教職員の準備・対応	
【資料 5-1-16】	教員のための避難・誘導ハンドブック	
【資料 5-1-17】	学生のためのハンドブック（学生便覧） 令和 2 年度	
【資料 5-1-18】	地震発生時の対応について	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人上野学園寄附行為	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	上野学園大学短期大学部教授会規程	
【資料 5-3-2】	学校法人上野学園寄附行為	
【資料 5-3-3】	職務権限規程	
【資料 5-3-4】	決裁基準表	
【資料 5-3-5】	稟議規程	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	経営改善計画（平成 30 年度～平成 34 年度）	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	経理規程	
【資料 5-5-2】	資金運用規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	自己点検・評価規程	
【資料 6-1-2】	自己点検・評価委員会規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	IR 委員会規程	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	令和 2 年度上野学園大学短期大学部学生による授業評価アンケート実施報告書	
【資料 6-3-2】	令和 2 年度上野学園大学短期大学部卒業時アンケート報告書	

基準 A. 地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 短期大学が有する人的・物的・知的資源の地域への提供		
	資料なし	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。